

平成 25 年 12 月 25 日

各 都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

平成 26 年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

昨年 8 月に、社会保障と税の一体改革（以下「一体改革」という。）関連 8 法案が成立しました。この改革は、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図ることを目的の 1 つとするものであり、従来の高齢者 3 経費（年金、高齢者医療、介護）に加え、少子化対策（子ども・子育て支援）にも、国・地方の消費税の増収分を活用することとされています。

具体的には、消費税法及び地方税法の一部改正により、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税・地方消費税の税率引上げとともに、消費税（国税）の社会保障目的税化、引上げ分の地方消費税の社会保障財源化が定められ、平成 26 年 4 月 1 日より施行されることとなります。

平成 26 年度においては、国・地方合わせて 5.0 兆円程度の増収を見込んでおり、うち 0.5 兆円程度を社会保障の充実に、そのうち 0.3 兆円程度を子ども・子育て支援の充実に活用することを予定しています。

これと関連して、平成 26 年度においては、子ども・子育て支援法附則第 10 条に基づき、新制度への円滑な移行を図るための「保育緊急確保事業」を実施することとしています。この事業は大別して、①本年 4 月安倍総理の指示により策定した「待機児童解消加速化プラン」の推進、②新制度に基づく事業の先行的な支援、から構成されています。政府としては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 29 年度までに 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を目指すこととしています。

12 月 24 日に閣議決定された国の平成 26 年度予算案においては、この「保育緊急確保事業」と「保育所運営費」を合わせて、公費全体で 1 兆 1,469 億円を計上しており、うち地方負担分は 5,845 億円を想定しています。国負担分についても、消費税収を活用して大幅な増額を図ることとしていますが、地方負担分は、平成 25 年度より 1,148 億

円の増額（伸率 24.4%）に相当します。なお、これに必要となる財源については、地方消費税等の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しています。

各都道府県・市町村におかれても、上記の一体改革の趣旨や国の予算案等を踏まえ、待機児童数など地域の事情を勘案しつつ所要の予算を確保し、子ども・子育て支援の充実に努めていただくようお願いいたします。

「保育緊急確保事業」の実施要件などの事業の詳細については、内容が固まり次第、情報提供させていただきます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に情報提供いただきますよう、よろしく申し上げます。

「保育緊急確保事業」について

事業内容等

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率 1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

保育緊急確保事業（創設）

104,337,120千円

【主な内容】

・「待機児童解消加速化プラン」の推進

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育などに支援する。

・新制度に基づく事業の先行的な支援

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

1. 事業の内容等

平成27年度に施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、「待機児童解消加速化プラン」に関する事業のほか、新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。【国費は内閣府にて計上。】

2. 補助根拠 法律補助（子ども・子育て支援法附則第10条）

3. 実施主体 市町村（特別区を含む。）

4. 補助率
- ①国1/2（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
対象事業；民有地マッチング事業、認定こども園事業（保育所型、幼稚園型）、保育体制の強化、認可化移行総合支援事業（調査費、移転費）、へき地保育事業
- ②国1/2〔都道府県1/4、市町村1/4〕
指定都市、中核市1/2
対象事業；小規模保育運営支援事業、グループ型小規模保育事業、幼稚園における長時間預かり保育支援事業、家庭的保育事業、認可化移行総合支援事業（運営費支援）
- ③国1/3（国1/3、都道府県1/3、市町村1/3）
対象事業；利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、新規参入施設への巡回支援事業
- ④国1/3〔都道府県1/3、市町村1/3〕
指定都市、中核市2/3
対象事業；放課後児童クラブの充実（利用意向を反映した開所時間延長への対応）
- ⑤国3/4〔都道府県1/8、市町村1/8〕
指定都市、中核市1/4
対象事業；保育士等処遇改善臨時特例事業

5. 対象事業

（1）小規模保育運営支援事業【11,288,709千円】

利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、待機児童解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

(2) グループ型小規模保育事業【159,211千円】

保育士又は研修により市町村が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携し、自身の居宅等において複数の家庭的保育者と協力しながら9人以下（補助者がいる場合は15人以下）の就学前児童を保育するため必要な経費の補助を行う。

(3) へき地保育事業【1,200,000千円】

山間地や離島などの通常の認可保育所を設置することが困難な地域において、保育を要する児童を保育するために設置するへき地保育所の運営費の補助を行う。

(4) 幼稚園における長時間預かり保育支援事業【294,861千円】

幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用を補助する。

(5) 家庭的保育事業【4,010,381千円】

保育士又は研修により市町村が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携し、自身の居宅等において3人以下（補助者がいる場合は5人以下）の就学前児童を保育するため必要な経費の補助を行う。

(6) 認定こども園事業（保育所型、幼稚園型）【2,943,540千円】

保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型の認定こども園の保育所機能部分等に関する事業に要する費用の補助を行う。

(7) 保育士等処遇改善臨時特例事業【27,536,034千円】

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民改費[※]を基礎に上乗せ相当額を私立保育所に対して交付する。

※ 民改費（民間施設給与等改善費）は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する運営費を上乗せする仕組み。

(8) 保育体制の強化【3,624,718千円】

保育士の負担軽減を図り、保育士の就業継続・離職防止や質の高い保育を提供することにつながるため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者（仮称））を保育に係る周辺業務に活用する場合に、必要な費用を補助する。

(9) 認可化移行総合支援事業（運営費支援）【11,553,919千円】

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に関し、運営に要する費用及び移行に当たっての助言指導の実施に要する費用を補助する。

(10) 認可化移行総合支援事業（調査費）【577,400千円】

認可外保育施設が認可保育所又は認定こども園へ円滑に移行することを支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直しを行うための費用を補助する。

(11) 認可化移行総合支援事業（移転費）【500,000千円】

立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では施設設備面で認可基準を満たすことができない認可外保育施設の移転に必要な費用を補助する。

(12) 民有地マッチング事業【252,500千円】

保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

(13) 放課後児童クラブの充実（利用意向を反映した開所時間延長への対応）【5,147,896千円】

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブに対して、追加的な費用を補助する。

(14) 地域子育て支援拠点事業【14,038,833千円】

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て支援拠点施設において、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うための費用を補助する。

(15) 一時預かり事業【9,547,874千円】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業に対する補助を行う。

(16) ファミリー・サポート・センター事業【2,311,300千円】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

(17) 乳児家庭全戸訪問事業【2,084,921千円】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用の補助を行う。

(18) 養育支援訪問事業【743,762千円】

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行うために要する費用の補助を行う。

(19) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【484,738千円】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

(20) 子育て短期支援事業【224,523千円】

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を行う。

(21) 利用者支援事業【5,385,600千円】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用を補助する。

(22) 新規参入施設への巡回支援事業【426,400千円】

新規参入事業者に対し、事業開始後、当面の間、各市町村において公立保育所の保育士OB等を活用した巡回支援（事業立ち上げ支援）を行うための経費に対する補助を行う。

待機児童解消加速化プラン

【参考】

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

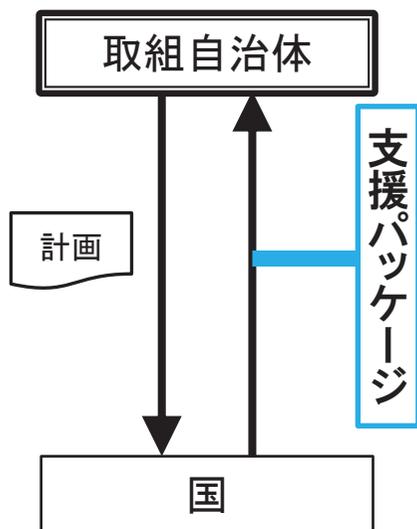
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強かに支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ～5本の柱～

< 計画の策定 >

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

○「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で以下の事業の経費を確保。(この他、保育所運営費(約7万人増)も確保)

5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

*の事業については、プランに参加する場合、補助率嵩上げを実施

- * ○保育所緊急整備事業
- * ○賃貸物件を活用した保育所整備事業
- * ○小規模保育設置促進事業
- * ○幼稚園預かり保育改修事業
- * ○家庭的保育改修事業
 - 認定こども園整備費
 - 民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施
- 職員用宿舍借り上げ支援

新 ○保育体制の強化

保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付

新 ○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援

幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る

新 ○保育所等従事者の保育士資格取得支援

保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

新 [保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得]

新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 認定こども園事業

[利用者支援]

- 家庭的保育事業
- 利用者支援事業

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

- 改修費、賃借料等

[運営費支援]

- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和

(注) 新の事業は、平成26年度予算案で創設を予定している事業。

保育の量的拡大と質の確保

保育緊急確保事業、保育所運営費の予算案額(公費ベース)・負担割合について

	25年度分予算額 (公費ベース)			26年度予算案額 (公費ベース)			H26案			差引増減額
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	
保育緊急確保事業										
1. 「待機児童解消加速化プラン」の推進										
小規模保育等の運営費等への支援										
民有地マッチング事業	-	-	-	-	505,000千円	1/2	1/4	1/4	505,000千円	
小規模保育運営費支援事業	-	-	-	-	22,577,417千円	1/2	1/4	1/4	22,577,417千円	
			政令市・中核市			1/2	-	1/2		
グループ型小規模保育事業	1,982,718千円	1/3	1/3	1/3	318,422千円	1/2	1/4	1/4	△1,664,296千円	
		1/3	-	2/3		1/2	-	1/2		
家庭的保育事業	8,748,468千円	1/3	1/3	1/3	8,020,762千円	1/2	1/4	1/4	△727,706千円	
		1/3	-	2/3		1/2	-	1/2		
認定こども園の認可外部分への運営費支援	認定こども園事業 (幼稚園の預かり保育支援事業)	1/2	1/4	1/4	5,887,079千円	1/2	1/4	1/4	3,217,223千円	
		-	-	-		1/2	1/4	1/4		
認可化移行総合支援事業(運営費支援)	A型 B型 C型(幼稚園の預かり保育支援事業)	1/2	1/4	1/4	3,904,086千円	1/2	1/4	1/4	19,203,752千円	
		1/2	-	1/2		1/2	-	1/2		
		H22.4以降に自治体から補助を受けている施設	1/2	1/4		1/4	1/2	1/4		1/4
		政令市・中核市	1/2	-		1/2	1/2	-		1/2
		H22.3までに自治体から補助を受けている施設	1/3	1/3		1/3	1/2	1/4		1/4
	政令市・中核市	1/3	-	2/3	1/2	-	1/2			
	政令市・中核市	-	-	-	589,722千円	1/2	1/4	1/4	589,722千円	
	政令市・中核市	-	-	-	1,154,800千円	1/2	1/4	1/4	1,154,800千円	
認可化移行総合支援事業(調査費)		-	-	-	1,000,000千円	1/2	1/4	1/4	1,000,000千円	
認可化移行総合支援事業(移転費)		-	-	-	34,033,966千円	定額(10/10)	-	-	36,714,712千円	2,680,746千円
保育士等処遇改善臨時特例事業	政令市・中核市	定額(10/10)	-	-	36,714,712千円	3/4	1/8	1/8		
		定額(10/10)	-	-		3/4	-	1/4		
保育体制の強化		-	-	-	7,249,437千円	1/2	1/4	1/4	7,249,437千円	
利用者支援事業		-	-	-	16,156,800千円	1/3	1/3	1/3	16,156,800千円	
2. 新制度の先取り等										
へき地保育事業		1/2	-	1/2	2,400,000千円	1/2	1/4	1/4	23,507,851千円	
地域子育て支援拠点事業		1/2	-	1/2	42,116,498千円	1/3	1/3	1/3		
一時預かり事業		1/2	-	1/2	28,643,621千円	1/3	1/3	1/3		
ファミリー・サポート・センター事業		1/2	-	1/2	6,933,900千円	1/3	1/3	1/3		
乳児家庭全戸訪問事業		1/2	-	1/2	6,254,762千円	1/3	1/3	1/3		
養育支援訪問事業		1/2	-	1/2	2,231,287千円	1/3	1/3	1/3		
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		1/2	-	1/2	1,454,214千円	1/3	1/3	1/3		
子育て短期支援事業		1/2	-	1/2	673,569千円	1/3	1/3	1/3		

	25年度分予算額 (公費ベース)	H26案			26年度予算案額 (公費ベース)	H26案			差引増減額
		国	県	市		国	県	市	
新規参入施設への巡回支援事業	-	-	-	-	1,279,200千円	1/3	1/3	1/3	1,279,200千円
放課後児童クラブの充実(利用意向を反映した開所時間延長への対応)	-	-	-	-	15,443,689千円	1/3	1/3	1/3	15,443,689千円
						1/3	-	2/3	
保育所運営費									
保育所運営費		1/2	1/4	1/4		1/2	1/4	1/4	
	851,250,152千円	1/2	-	1/2	916,222,430千円	1/2	-	1/2	64,972,278千円
合 計	969,789,246千円				1,146,935,159千円				177,145,913千円

※ 25年度分予算額は、24年度補正予算額と25年度当初予算額の合計